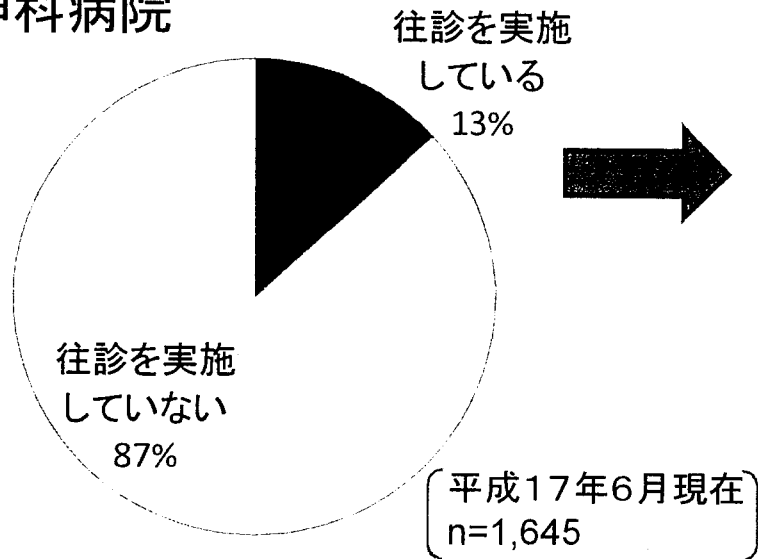
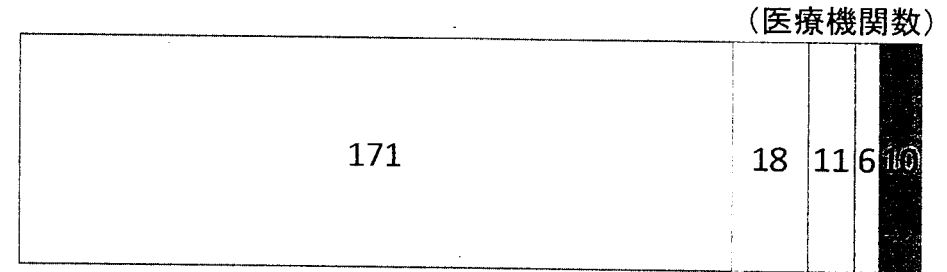


# 精神科医療機関における往診の実施状況

## 精神科病院

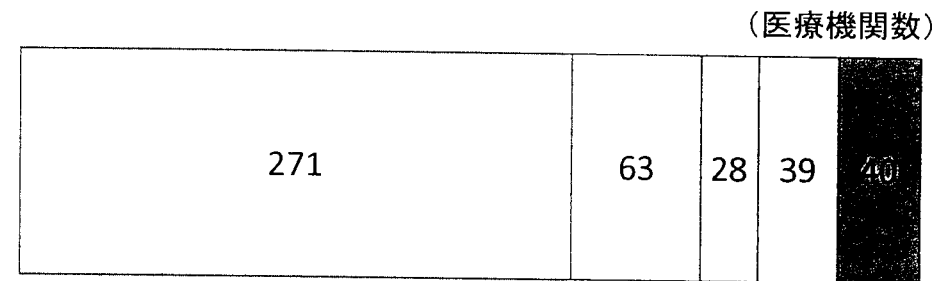
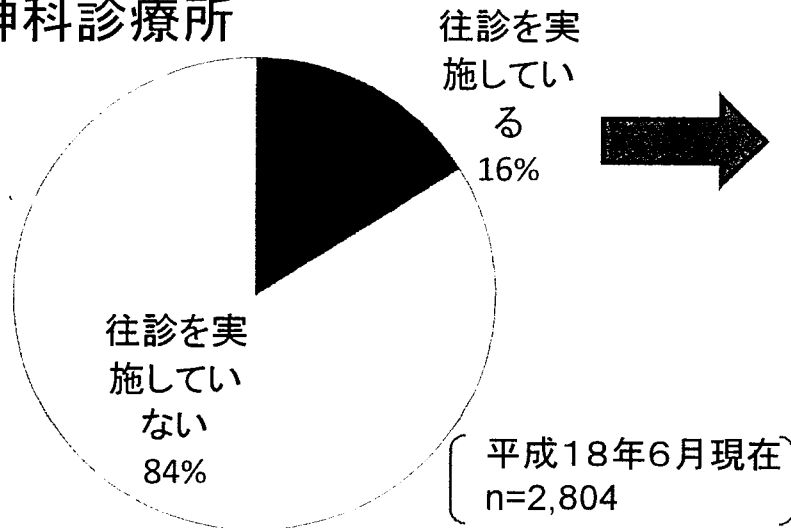


## 1ヶ月の延べ実施人数



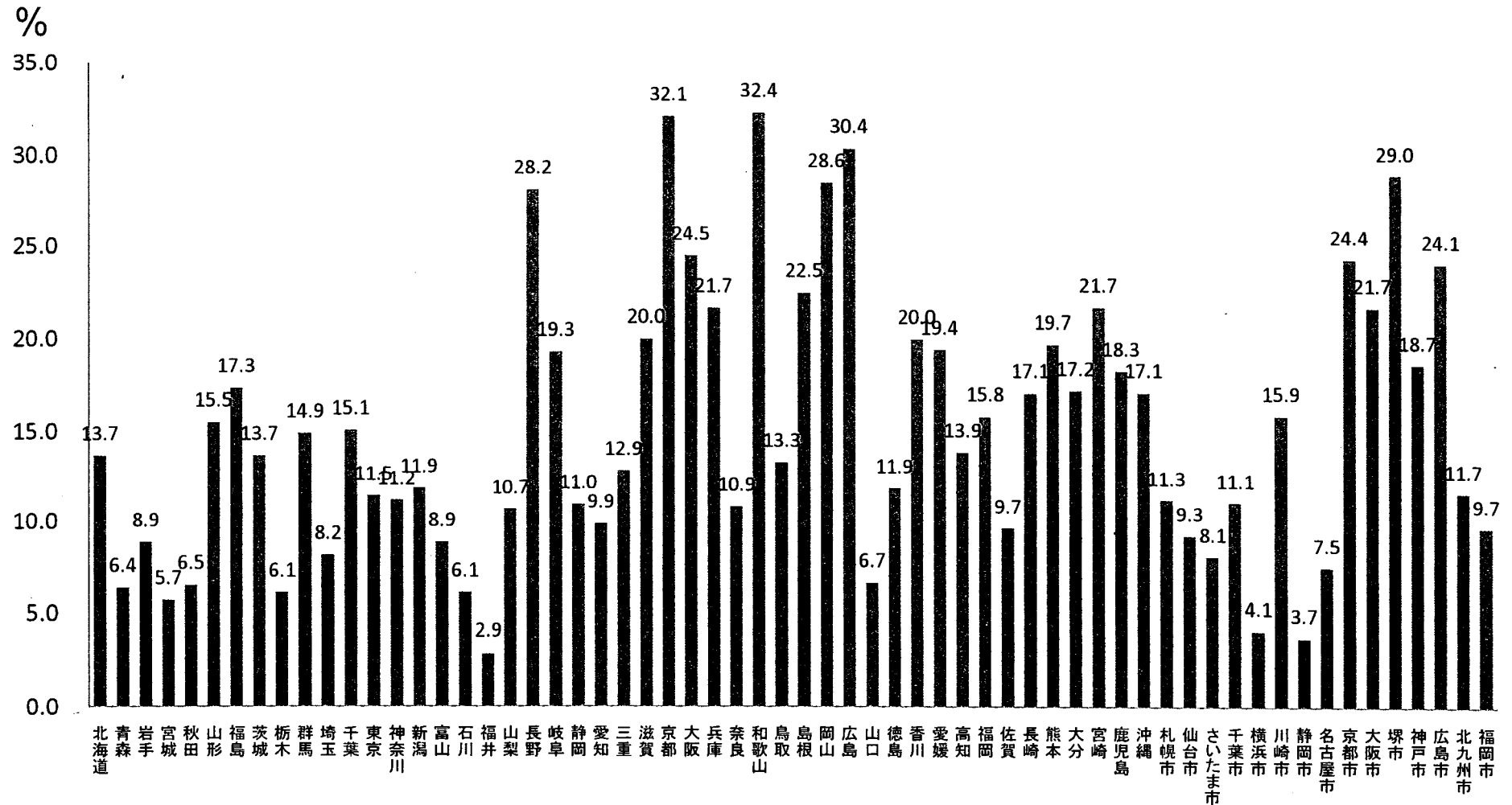
- 1~10人
- 11~20人
- 21~30人
- 31~50人
- 51人以上

## 精神科診療所



(精神・障害保健課調べ)

# 往診を実施する精神科医療機関の割合(都道府県別)

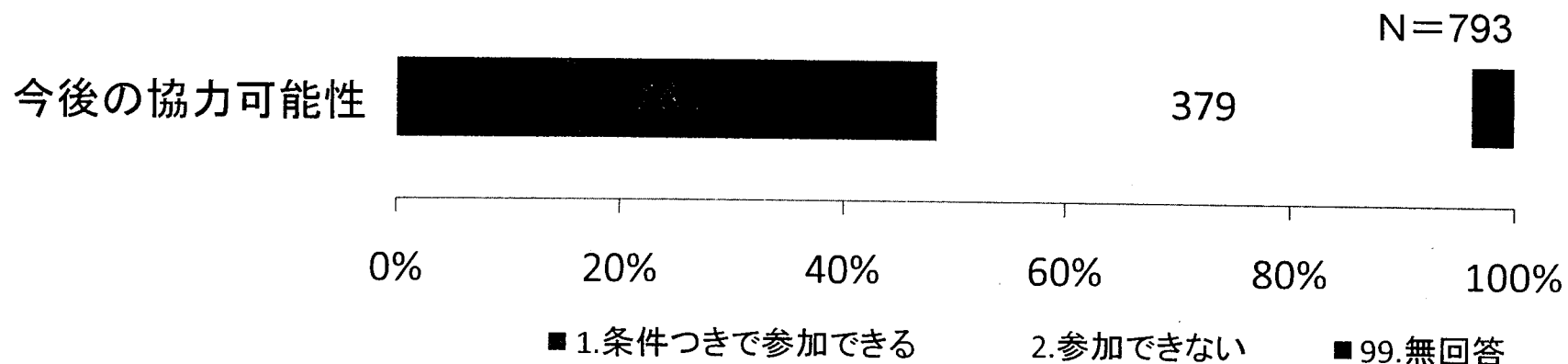


※平成17年6月に1回以上往診を実施した病院数と、平成18年6月に1回以上往診を実施した診療所数を合算したもの

(精神・障害保健課調べ)

# 精神科診療所の救急業務への協力の可能性

(地域の救急病院への精神科コンサルテーションにおける協力)



協力の条件	人数	協力の条件	人数
救急病院内に詰める方式	137	対応不可ケースのバックアップ体制	244
事例発生時に出向する方式	91	適正な報酬	133
電話で助言する方式	222	診療所に診療報酬上のメリット	114
患者の診療情報がわかる	184	診療所に救急病院利用の優遇	112

(複数回答)

# 医療計画制度の見直し

## 3つの課題

- ① 病床数の量的管理から質(医療連携・医療安全)を評価する医療計画へ
- ② 住民・患者に分かりやすい医療計画へ
- ③ 数値目標を示し評価できる医療計画へ

## 3つの視点

- ①「住民・患者」
- ②「医療提供者」
- ③「都道府県」

## 医療連携体制

一つの医療機関だけで完結する医療

地域の医療提供者が医療連携によって患者の治療を分担、完結する医療を推進

- 患者が受診する医療機関を選択
- 医療機関相互の協力と切磋琢磨
- 医療サービスの質の向上

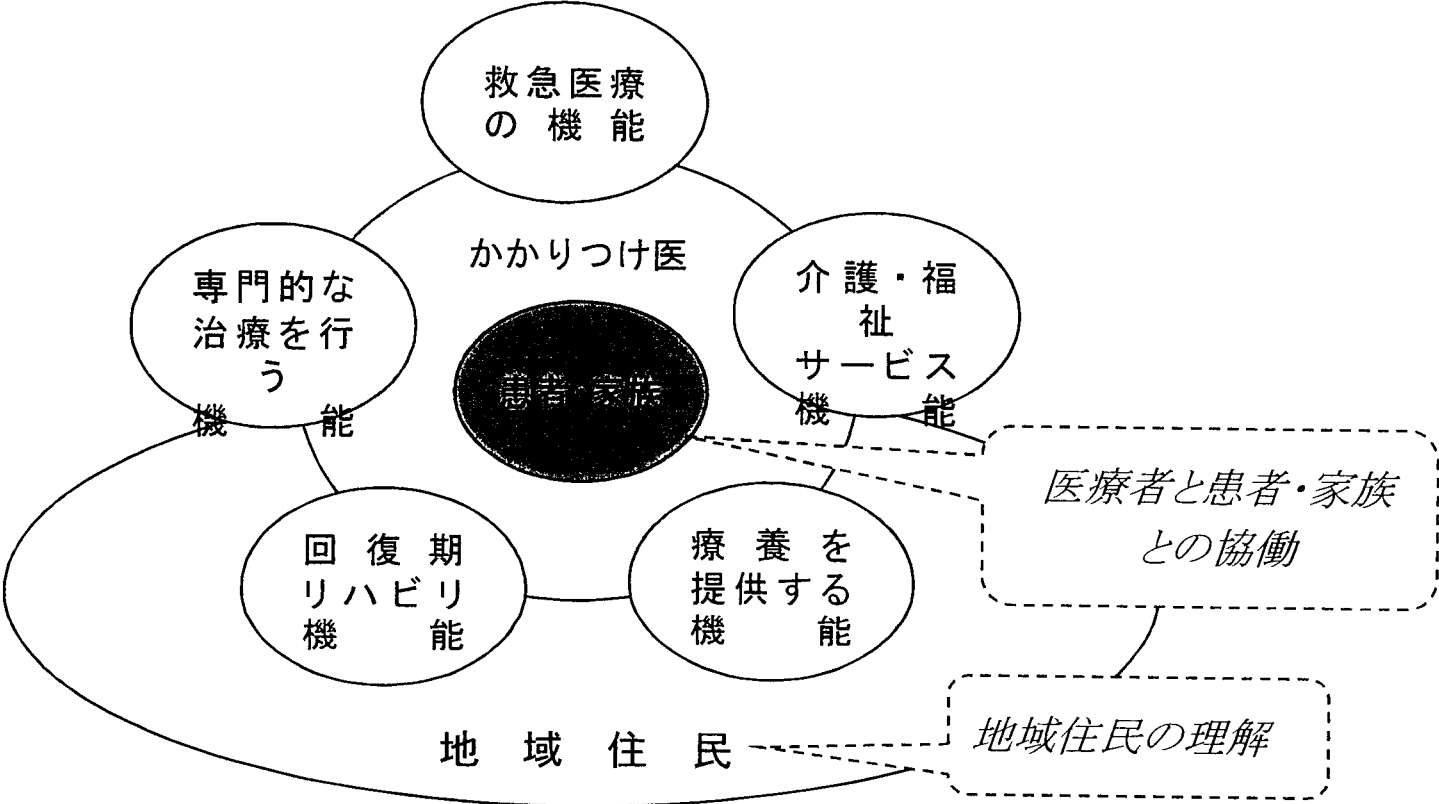
# 地域完結型医療の実現

生活習慣病の増加など  
疾病構造の変化

医療資源(介護、福祉含む)を  
有効活用する必要性

医療・介護・福祉が患者を中心に切れ目なくサービスを提供する  
「医療連携体制」によって、「地域完結型医療」を推進

- 4疾病
  - ・ がん
  - ・ 脳卒中
  - ・ 急性心筋梗塞
  - ・ 糖尿病
- 5事業
  - ・ 救急医療
  - ・ 災害医療
  - ・ へき地医療
  - ・ 周産期医療
  - ・ 小児医療  
(小児救急含む)



## 4 疾病

(同項第4号に基づき省令で規定)

→ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項



<医療法施行規則第30条の28>

- がん
- 脳卒中
- 急性心筋梗塞
- 糖尿病

## 5 事業 [=救急医療等確保事業]

(同項第5号で規定)

→ 地域において確保する必要性が特に高い医療の確保に必要な事業

- 救急医療
- 災害時における医療
- へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む)

▪ 上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

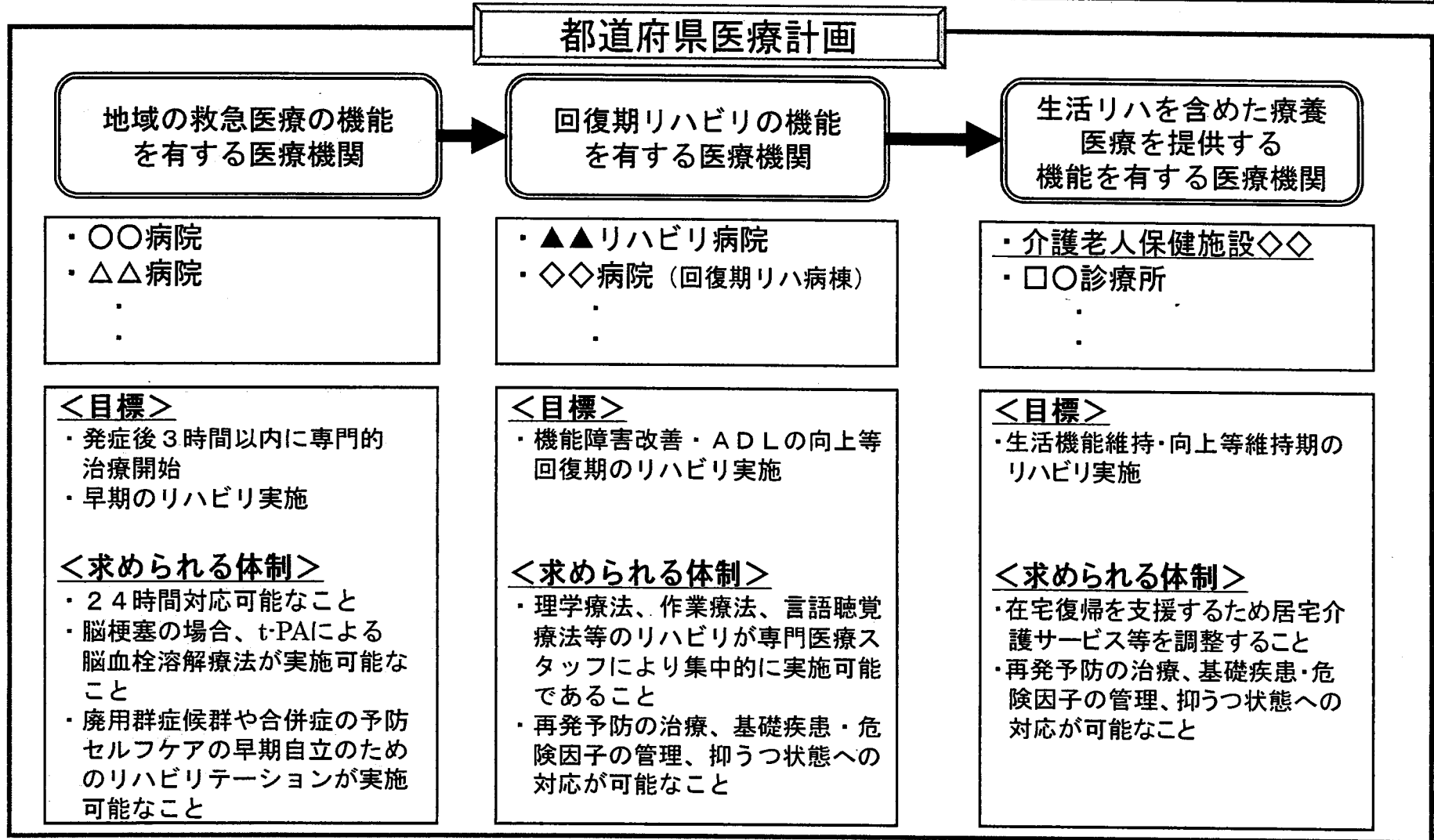
【医療法第30条の4第2項第2<sup>3</sup>号】

## 医療計画によって 医療連携体制を構築するにあたり行われること

- 予防・救護・急性期・回復期・維持期まで継続的に医療が行われるよう医療体制を構築する。
- 医療体制を構築するにあたって、従来の二次医療圏にこだわらず圏域を設定する。
- 各医療機能を担う医療機関名を記載する。
- 各医療機関は診療技術や知識の共有、診療情報の共有、連携する施設の医師等専門職種の情報の共有を図る。
- 医療提供体制について、数値目標を設定する。

# 医療計画に医療連携体制を明示

都道府県は、医療計画に、4疾病(がん対策、脳卒中対策、急性心筋梗塞対策、糖尿病対策)及び5事業(救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児医療)の医療体制それぞれについて、必要な医療機能(目標、求められる体制等)及び担う医療機関・施設の具体的名称を記載し、住民にわかりやすく公表する。

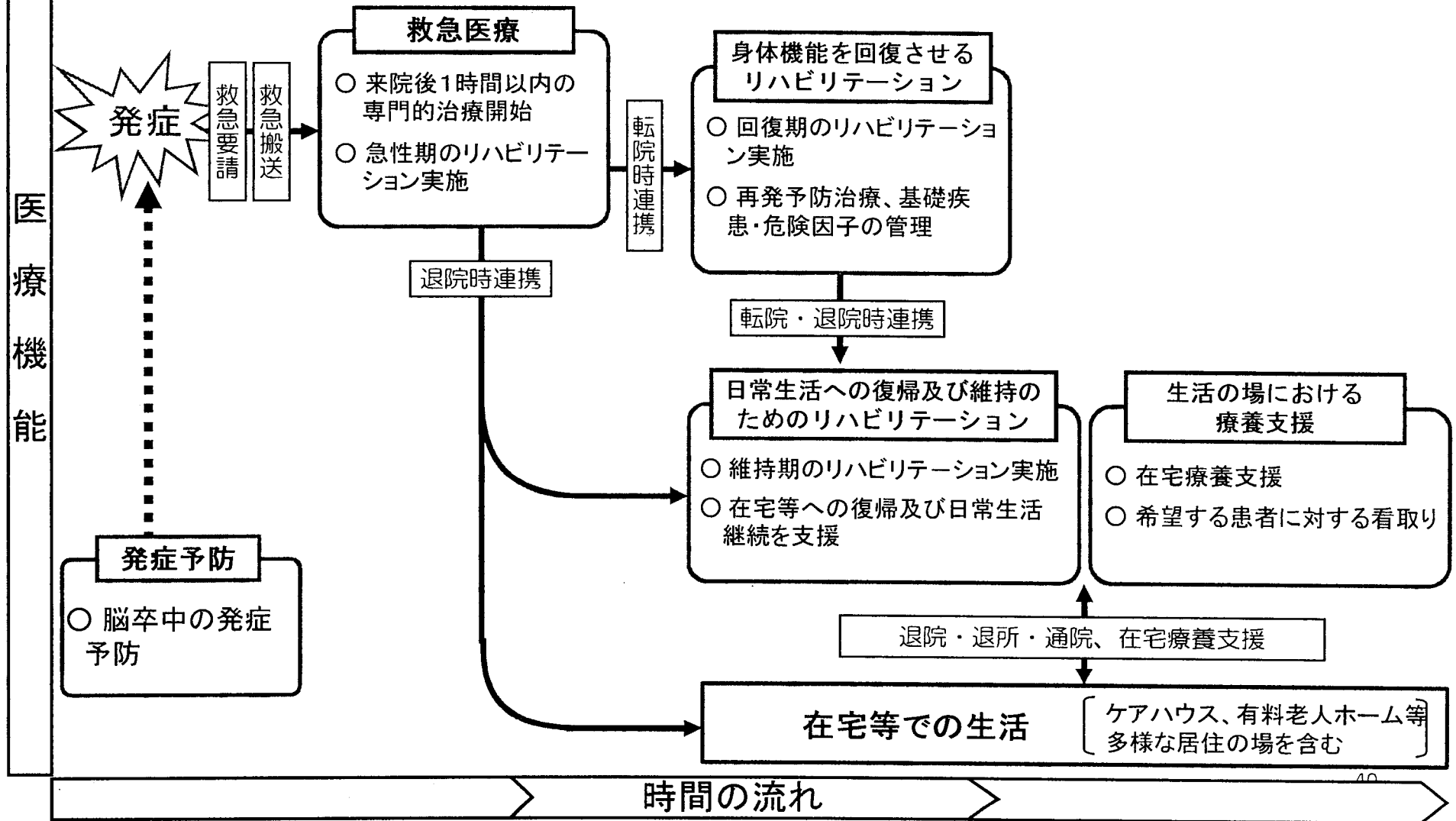




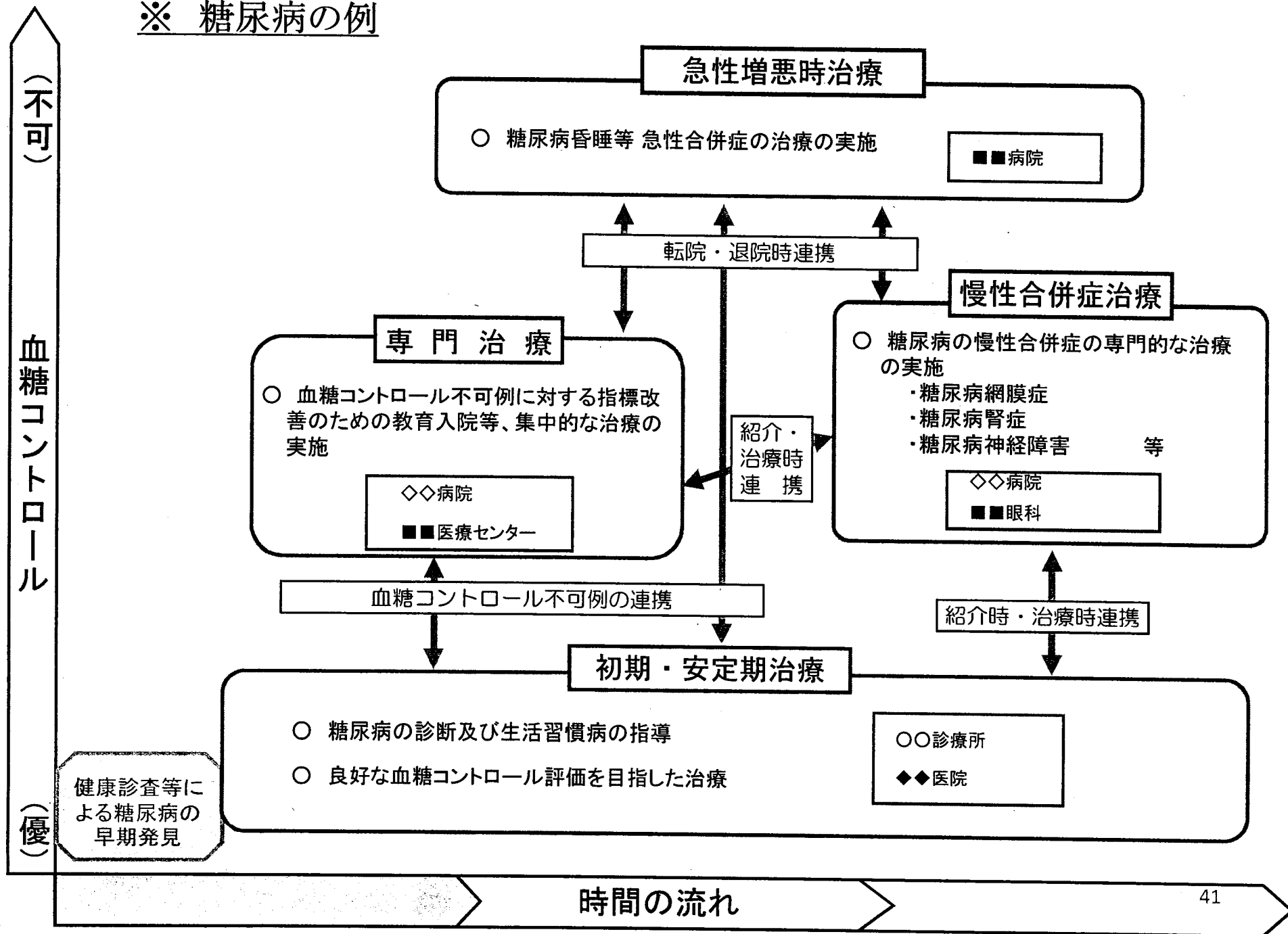
# 地域完結型医療の姿

各地域において、発症から急性期、回復期を経て在宅に帰るまで、患者の様態に応じ切れ目なく医療が提供されるネットワークを構築

## ※ 脳卒中の例



# ※ 糖尿病の例



## 精神科医療の医療計画上の位置づけ

### 医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号)(抜粋)

第四 医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携並びに医療を受ける者に対する医療機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

二 疾病又は事業ごとの医療連携体制のあり方

2 事業ごとに配慮すべき事項

(一) 救急医療において、…(略)…。精神科救急医療については、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を強化することが求められる。

### 医療計画について(平成19年7月20日厚生労働省医政局長通知)(抜粋)

(別紙) 医療計画作成指針

第3 医療計画の内容

10 その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

4疾病5事業以外で都道府県における疾病の状況等に照らして特に必要と認められる医療等については、次の事項を考慮して、記載する。

(1) 精神保健医療対策

① 精神科医療に係る各医療提供施設の役割

② 精神科救急医療(重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応する中核的なセンター機能を有する医療機関の整備や他科診療科との連携による身体合併症治療体制の整備等)

③ うつ病対策(性別や児童、労働者、高齢者、産後等のライフステージ別の相談・治療体制、一般医療機関と精神科医療機関の連携体制、地域における理解の促進等)に関する取組

④ 精神障害者の退院の促進に関する取組

⑤ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第42条第1項第1号等に基づく決定を受けた者に対する医療の確保、社会復帰支援等(指定医療機関の整備、保護観察所との協力体制等)に関する取組

(2) 障害保健対策

障害者(高次脳機能障害者、発達障害者を含む。)に対する医療の確保等(都道府県の専門医療機関の確保、関係機関との連携体制の整備等)に関する取組

(3) 認知症対策

① 鑑別診断、急性期症状等に対応するための医療体制

② かかりつけ医と鑑別診断等を行う専門医療機関との連携体制

## 疾病又は事業ごとの医療体制について

(平成19年7月20日厚生労働省医政局指導課長通知)(抜粋)

### 救急医療の体制構築に係る指針

#### 第1 救急医療の現状

##### 1 救急医療を取り巻く状況

##### (7) 精神科救急医療の動向

各都道府県において、地域の実情に応じた精神科救急医療体制が整備されており、夜間休日における精神科受診件数は人口万対年間2～3件、この中で、身体合併症があり、精神疾患、身体疾患とも入院医療を要する程度のもは約2%の頻度で発生しているとの報告がある。

##### 2 救急医療の提供体制

##### (5) 精神科救急医療体制と一般救急医療機関等との連携

精神科救急医療は、平成7年より、精神科救急医療システムが創設され、精神科救急情報センターや地域の実情に応じて輪番制等による精神科救急医療施設の整備が進められてきており、さらに、平成17年からは、精神科救急医療センターが創設され、整備が進められてきた。

しかし、緊急な医療を必要とする精神疾患を持つ患者を24時間365日受け入れる体制が未だ十分でない地域もあることから、輪番制による緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための機能、重度の症状を呈する精神科急性期患者に対応するための中核的な機能、さらに、休日等を含め24時間体制で精神疾患を持つ患者等からの緊急的な相談に応じ、医療機関との連絡調整等を行う精神科救急情報センター機能については、より一層の強化を図っていく必要がある。

また、精神疾患を持つ患者が、身体的な疾患を患うことも少なくなく、このような患者に対しても確実に対応するために、精神科救急医療体制と、一般の救急医療機関や精神科以外の診療科を有する医療機関との連携を図る必要がある。

さらに、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、自殺未遂者の再度の自殺を防ぐために、救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実を図る必要がある。

# 地域医療体制と精神科医療機関の機能 ①

## 現状と課題

○地域で生活する精神障害者の増加や、高齢化、疾病構造の変化等により、精神科医療へのニーズは変化しつつある。

○「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づいて、地域で生活する精神障害者を支えるための医療機能が求められる。

○これまでの検討から、精神科医療において、

- ・在宅医療(訪問看護、危機介入、ACT等)
- ・早期支援
- ・デイ・ケアの機能強化・分化
- ・精神科救急
- ・身体合併症への対応
- ・認知症等、高齢化への対応
- ・専門的な機能(児童思春期・依存症等)

等に関する機能の確保・充実が必要と考えられる。

○精神科診療所が急速に増加する中で、地域医療において、精神科診療所が他の医療機関と連携して役割を果たすことが求められる。

## 検討

- 精神疾患患者の地域生活を支援するための、地域医療体制の整備・確保を図ることが最も重要ではないか。
  - 各々の精神科医療機関等が、在宅・外来医療を含め、患者の地域生活を支える機能を充実することにより、患者の身近な地域で、医療提供体制を確保する必要があるのではないか。
  - このための体制を、精神科病院、診療所、訪問看護ステーションが連携して構築するべきではないか。
  - 診療所による在宅医療・救急医療への参画についても、促進を図るべきではないか。
- このほかに、大まかに次のように類型化された機能を担う精神科医療機関が必要ではないか。なお、これらの機能は、地域医療体制との連携によって適切に発揮されるのではないか。
  - 高次の精神科救急を行う精神科病院
    - 急性期の身体合併症に対応する機能についても確保が必要。
  - いわゆる総合病院精神科
    - 精神病床で身体合併症治療等を行うほか、一般病床へのリエゾン機能が必要。
  - 高齢者の診療を行う精神科病院
    - 認知症のBPSD・身体合併症対応や、高齢統合失調症患者の身体合併症対応の機能が必須であり、精神科病院の機能強化が必要。
  - 極めて重症な患者の療養を行う精神科病院
    - ただし、若年患者の入院率や、諸外国の例から考えると、必要な病床数はごく限られた数。
  - その他の専門的な医療機能(児童思春期、依存症等)を有する精神科医療機関
- 高齢精神障害者の退院促進に当たっては、現にその多くが介護を要する状況であることを踏まえて、生活の場を確保することが必要ではないか。

# 精神科医療機関の機能分化(イメージ)

## ①地域医療

### 入院医療

- 地域生活を支えるための短期間の入院

### 在宅医療

- 訪問看護
- 危機介入
- ACT、ケアマネジメント

### 外来医療

- かかりつけ患者への救急(時間外診療等)
- 早期支援
- デイ・ケア(移行期・回復期に重点化の方向) 等

- 精神科病院、診療所、訪問看護ステーションが連携
- 患者の身近な地域で提供体制を確保
- 診療所の在宅医療・救急医療への参画を促進

## ②高次の救急医療

- 措置入院等を含めた高次の救急医療
- 急性期の身体合併症に対応する機能の確保も必要

## ③総合病院

- 身体科との連携(身体合併症等)
- 精神病床での合併症治療、一般病床へのリエゾン機能

## ④高齢者の入院

- 認知症
- 統合失調症
- 認知症の鑑別診断、BPSD・身体合併症対応、統合失調症患者の身体合併症対応の機能が必要。

## ⑤重度療養

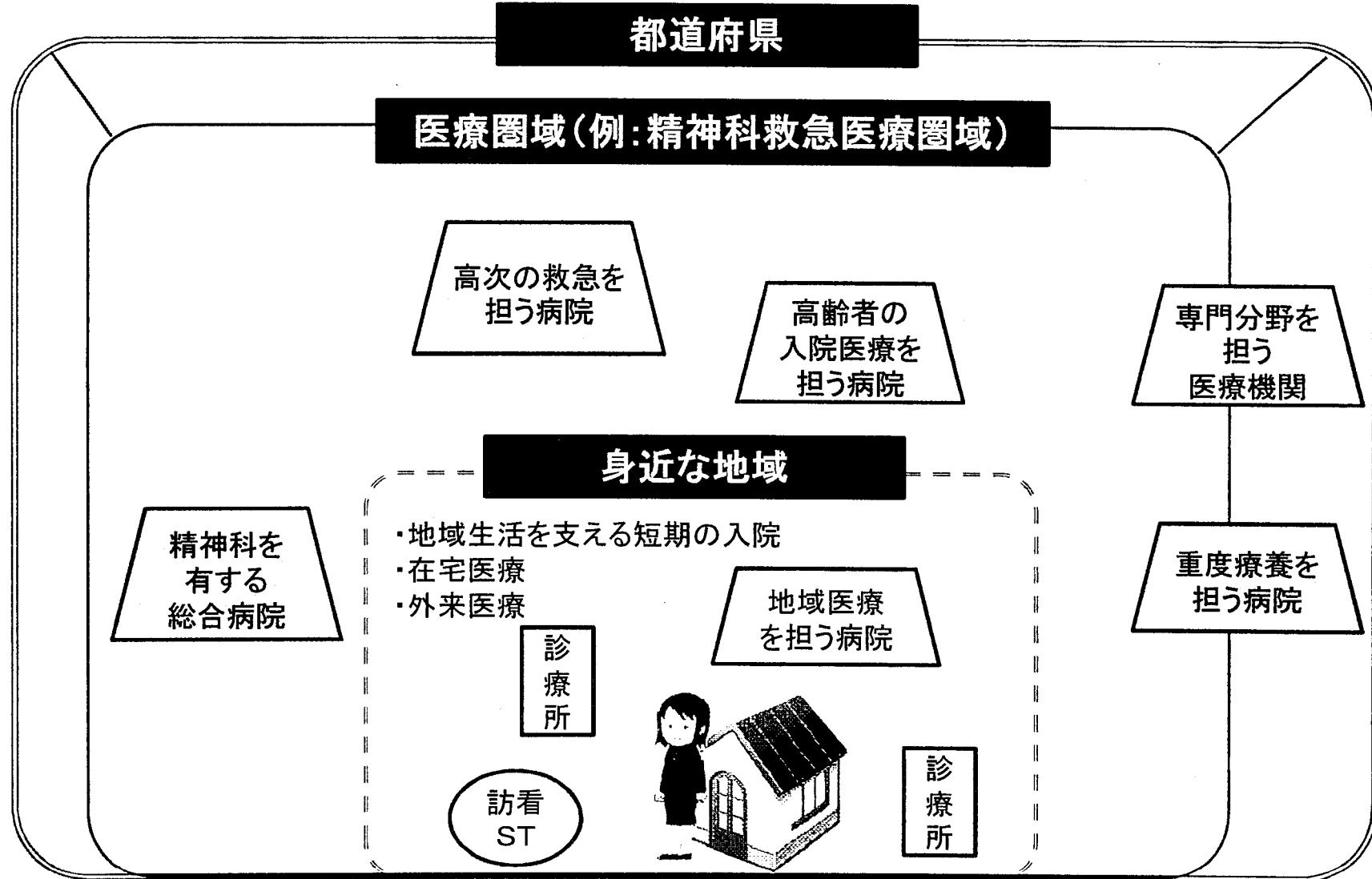
- 真に長期の入院治療が必要な重症患者
- 若年患者の入院率や、諸外国の例から考えると、必要な病床数は限定的。

## ⑥専門分野

- 児童・思春期
- 依存症 等

※②～⑤の機能は、①と連携する必要がある。

# 地域における医療機能の確保(イメージ)



- ◆それぞれの機能に応じて身近な地域・医療圏域(又は都道府県)毎に医療機能を確保
- ◆各医療機関が連携して住民への医療を提供
- ◆1つの医療機関が複数の機能を有することもある

## 地域医療体制と精神科医療機関の機能 ②

### 現状と課題

○医療計画においては、主要な事業ごとに医療機関の医療機能や医療連携体制について明示することとされている。

○医療計画において、精神病床数については都道府県ごとに基準病床数を定めることとなっているが、精神科医療は、医療計画に必ず記載すべき「4疾病5事業」に含まれておらず、都道府県における疾病の状況等に照らして特に必要と認められる場合に記載すべき事項となっている。

○「救急医療等確保事業(5事業)」の対象は、地域において特に確保する必要性が高い医療であり、現在、救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、小児医療が対象となっている。

○医療計画に位置づけられることにより、  
・地域において必要な医療機能や、医療提供体制における個々の医療機関の役割が、数値目標とともに明確化されるとともに、  
・都道府県の医療計画を基礎として、その実現のために様々な政策的誘導が図られる等の効果が期待される。

### 検討

- 精神保健医療体系の改革に当たって、地域のニーズに応じて、精神科医療の様々な機能に関する提供体制や、医療機関の連携体制を構築するため、精神科医療の医療計画の「救急医療等確保事業(5事業)」における位置づけについて、検討すべきではないか。
- 医療計画に明示されるべき医療機能、医療連携体制及び圏域設定の具体的なあり方について、さらに検討すべきではないか。